

新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

和歌山県有田市

平成27年3月3日制定

I 行動計画策定の背景

1. 新型インフルエンザについて

- 基本的にすべての人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と社会的影響をもたらすことが懸念される。

2. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

- 新型インフルエンザやこれと同等の危険性のある新感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応するため、平成25年4月、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）が施行された。

3. 有田市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

- 特措法第8条及び有田市新型インフルエンザ等対策本部条例第5条に基づき、今回新たに有田市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）を策定した。

4. 対象となる新型インフルエンザ等感染症

新型インフルエンザ等
(特措法第2条第1号)

① 新型インフルエンザ等感染症（感染症法第6条第7項）

- ・ 新型インフルエンザ…新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が免疫を獲得していないもの。
- ・ 再興型インフルエンザ…かつて世界的規模で流行したインフルエンザであって、一般に国民の大部分が免疫を獲得していないもの。

② 新感染症（感染症法第6条第9項）

人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。

⇒そのうち全国的かつ急速なまん延のおそれのあるもの(特措法第2条第1号において限定)

※ 感染症法：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

Ⅱ 有田市新型インフルエンザ等対策行動計画概要

市行動計画に基づき、市、国、県、事業所等が連携・協力し、発生段階に応じた総合的な対策を推進

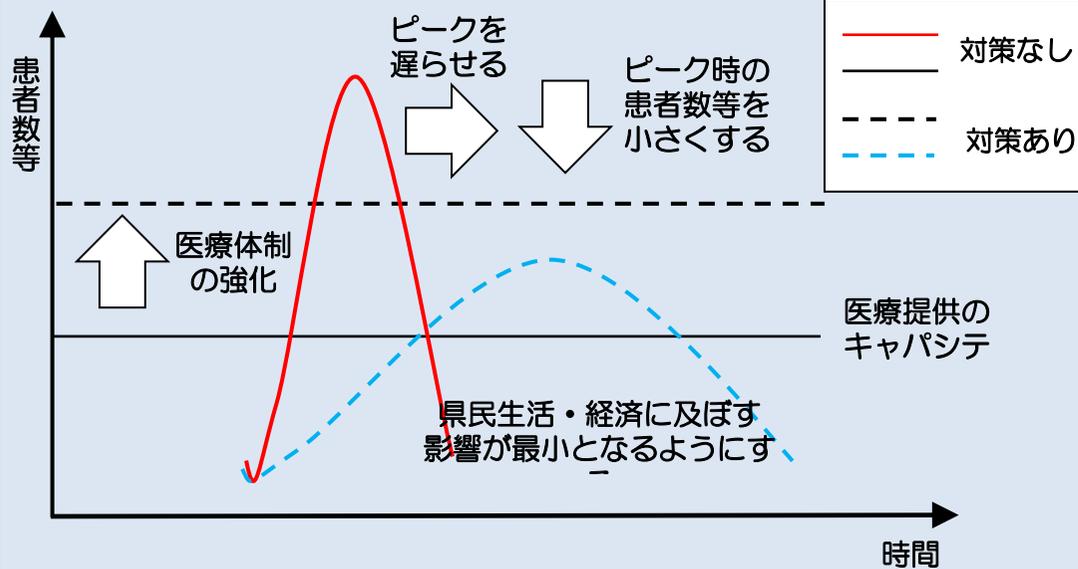
対策の目的及び基本的な戦略

- 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- 市民生活・市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
- ※社会状況に応じて臨機応変に対応する。
- ※医療機関等現場が動きやすくなるよう配慮する。

対策実施上の留意点

- 基本的人権の尊重
- 危機管理としての特措法の性格
- 関係機関相互の連携・協力の確保
- 記録の作成・保存

対策の効果 概念図

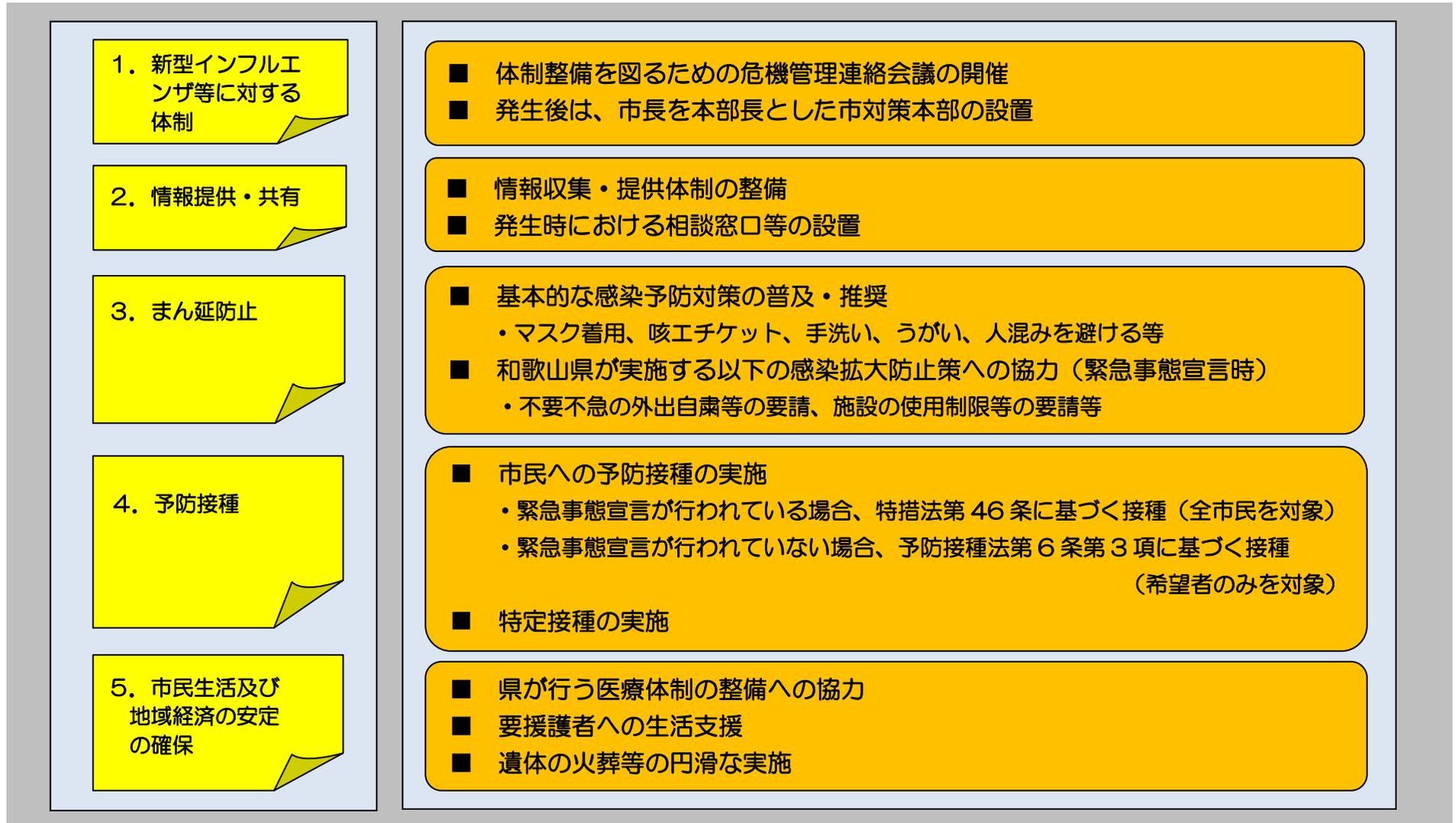


被害想定	有田市	和歌山県	全国
人口 (H22年 国勢調査)	3万5,922人	約100万人	約1億2,806万人
り患者数(25%)	7,648人	約25万人	約3,200万人
※過去のデータを参考に致命率を想定⇒中程度0.53%、重度2.0%			
外来患者数 (国は医療機関受診数)	約3,000人 ～約6,000人	約11万人 ～約19万人	約1,300万人 ～約2,500万人
入院患者数(上限値)	約150人	約4,800人	約53万人
死亡者数(上限値)	約50人	約1,600人	約17万人

※上記の推計には、抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響(効果)、現在の本市の医療体制等を一切考慮していない。

Ⅲ 市行動計画のポイント

- 特措法に基づく初の行動計画
- 特措法で盛り込まれた各種の対策等を記載



※ 緊急事態宣言…新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると政府が認めた時に発する宣言のこと。

IV 各発生段階における対策の概要

	海外発生期	国（県）内発生早期	国（県）内感染期	小康期
対策の 考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・国（県）内発生をできる限り遅らせる ・国（県）内発生に備えての体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・流行のピークを遅らせるための感染対策を実施 ・感染拡大に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策の主眼を早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に変更 ・必要なライフライン等の事業活動を継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・第二波に備える ・医療体制、社会経済活動の回復
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・国及び県と連携して、国（県）内発生に備えた準備 	<ul style="list-style-type: none"> ★状況により政府が緊急事態宣言 ★市対策本部の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ★状況により政府が緊急事態宣言 ★市対策本部の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・国及び県と連携した対策 ・状況により市対策本部の廃止
情報提供 ・共有	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県との情報共有の強化 ・市民への情報発信 ・相談窓口等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民への情報提供の強化 ・相談窓口等の充実・強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県との情報共有の強化 ・市民への情報発信の強化 ・相談窓口等の充実・強化の継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・第二波に備えた状況把握・情報提供
まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ・市民への基本的感染対策（手洗い、咳エチケット等）の勧奨 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民への基本的感染対策（手洗い、咳エチケット等）の勧奨 ・学校等の施設の感染予防対策等の実施 ★外出自粛等の周知 ★学校、保育所等の使用制限の要請の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民への基本的感染対策（手洗い、咳エチケット等）の勧奨 ・学校等の施設の感染予防対策等の実施 ★外出自粛等の周知 ★学校、保育所等の使用制限等の要請・指示の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・海外での発生状況を踏まえた渡航者等への情報提供・注意喚起の周知

	海外発生期	国(県)内発生早期	国(県)内感染期	小康期
対策の 考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・国(県)内発生をできる限り遅らせる ・国(県)内発生に備えての体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・流行のピークを遅らせるための感染対策を実施 ・感染拡大に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・対策の主眼を早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に変更 ・必要なライフライン等の事業活動を継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・第二波に備える ・医療体制、社会経済活動の回復
予防接種	<ul style="list-style-type: none"> ・特定接種の準備・実施 ・住民接種の体制準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定接種の継続 ・住民接種の準備・実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民接種の継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・第二波に備えた住民に対する予防接種の継続
医療	<ul style="list-style-type: none"> ・県実施の地域医療体制の整備への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・県実施の地域医療体制の整備への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・国及び県と連携し地域医療体制の確保と市民への周知 ★県実施の臨時の医療施設の設置への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・県と連携し、通常医療体制移行に協力
市民生活及び市民 経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・感染対策準備に関する事業者への呼びかけ ・遺体安置所の確保等の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・食料品、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動の呼びかけ、事業者に買い占め・売り惜しみが生じないように要請 ★水の安定供給 ★生活関連物資等の価格の安定を図るための調査・監視等 	<ul style="list-style-type: none"> ・食料品、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動の呼びかけ、事業者に買い占め・売り惜しみが生じないように要請 ★水の安定供給 ★生活関連物資等の価格の安定を図るための調査・監視等 ★在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援等 ★円滑な火葬の実施要請及び遺体安置施設等の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・食料品、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動の呼びかけ、事業者に買い占め・売り惜しみが生じないように要請

★は緊急事態宣言時の対策

(参考)

緊急事態宣言時の国・県・市ごとの対策の概要

	国（県）内発生早期	国（県）内感染期	小康期
国	<ul style="list-style-type: none">★緊急事態宣言を行い、都道府県の単位を基に措置区域を指定する。★国民に事業者のサービス低下の可能性を許容することを呼びかけ★指定（地方）公共機関に緊急物資等の輸送を要請★生活関連物資の価格安定の要請	<ul style="list-style-type: none">★各事業者の従業員のり患状況等により必要な対策を検討★国民に事業者のサービス低下の可能性を許容することを呼びかけ★生活関連物資の価格安定の要請、措置の実施★特定非常災害の被害者の権利利益の保全等の対策実施★特別な金融対策	<ul style="list-style-type: none">★必要に応じ、対策の縮小、中止★各事業者へ縮小、中止していた業務の再開の周知
県	<ul style="list-style-type: none">★住民等への外出自粛要請★学校等施設の使用制限の要請、指示★工業用水事業において、水の安定的かつ適切な供給の措置★指定（地方）公共機関に緊急物資等の輸送を要請★生活関連物資の価格安定の要請★混乱に乗じた犯罪の取締り	<ul style="list-style-type: none">★住民等への外出自粛要請★学校等施設の使用制限の要請、指示★工業用水事業において、水の安定的かつ適切な供給の措置★対策に必要な物資の売渡しの要請、収用★生活関連物資の価格安定の要請、措置の実施★混乱に乗じた犯罪の取締り	<ul style="list-style-type: none">★必要に応じ、対策の縮小、中止
市	<ul style="list-style-type: none">★市対策本部を設置★予防接種（住民接種）の実施★水道事業において、水の安定的かつ適切な供給の措置★生活関連物資の価格安定のための要請、調査及び監視	<ul style="list-style-type: none">★市対策本部を設置★予防接種（住民接種）の実施★水道事業において、水の安定的かつ適切な供給の措置★生活関連物資の価格安定のための要請、調査及び監視★要援護者への生活支援等の対応★可能な限りの火葬場の稼働要請★遺体安置施設等の確保	<ul style="list-style-type: none">★予防接種（住民接種）の実施★必要に応じ、対策の縮小、中止